

➤ 改正理由

平成25年12月18日付け教県第894号にて、埼玉県教育局から各市町村教育委員会教育長宛に学校教育法施行規則の一部改正について通知があり、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にするため、上尾市学校管理規則を整備するために、管理規則を改正する。

〈資料〉

公立小中学校管理規則（参考例）

【現行】

（休業日等）

第3条（略）

2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむをえない事由があるときは、教育委員会の承認をえて休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、あらかじめ教育委員会に届け出るをもってたる。

3（略）

【改正案】

（休業日等）

第3条（略）

2 校長は、教育上必要があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、教育委員会の承認を得ることに代えて、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

3（略）

〈資料〉

埼玉県立高等学校通則

【現行】

(休業日)

第7条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事の実施のため、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とする場合については、あらかじめ委員会に届け出るをもってたる。

5 (略)

【改正案】

(休業日)

第7条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事の実施のため、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とする場合については、委員会の承認を得ることに代えて、あらかじめ委員会に届け出るものとする。

5 (略)

◇上尾市立小・中学校管理規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第5号）

新旧対照表

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)
<p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">《省略》</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日</p> <p>2 校長は、教育上必要がある、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、あらかじめ教育委員会に届け出ることをもって足る。</p>	<p>休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">《省略》</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日</p> <p>2 校長は、教育上必要があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、教育委員会の承認を得ることに代えて、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。</p>